

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公開番号】特開2001-288907(P2001-288907A)

【公開日】平成13年10月19日(2001.10.19)

【出願番号】特願2000-139226(P2000-139226)

【国際特許分類第7版】

E 04 H 1/04

【F I】

E 04 H 1/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【書類名】明細書

【発明の名称】マンション

【特許請求の範囲】

【請求項1】マンション本体に、入居ファミリーが各自が独立して炊事及び食事が行える複数のプライベートルームと、専任従業者により機能運営すると共に、一定のメニューに基づいて所望の夕食を提供する共同の厨房部及び喫食部とで構成したことを特徴とするマンション。

【請求項2】マンション本体に、共同の厨房部及び喫食部が一定のメニューに基づいて所望の朝食又は昼食を選択して提供する管理室を備えたことを特徴とする請求項1記載のマンション。

【請求項3】マンション本体の管理室は、一週間のメニュー献立予定をホームページに掲載し、入居ファミリーに対し、選択出来る様、コントロールする機能を備えたことを特徴とする請求項1又は2記載のマンション。

【請求項4】マンション本体の管理室は、帰宅時間帯の遅延変更に伴い移動式パソコン又は携帯電話にて夕食提供の変更、更にはメニュー指定をコントロールする機能及びセキュリティを含め全体を総括コントロールする機能を備えたことを特徴とする請求項1～3記載のマンション。

【請求項5】マンション本体の共同の厨房部及び喫食部は、外来者用レストランに併用運営する機能を備えたことを特徴とする請求項1～4記載のマンション。

【請求項6】マンション本体の管理室は、外部のケアワーカーシステムとの連携によって入居ファミリーのケア対象者に対し、サービス内容及び予定をホームページを介して相互にアクセスしコントロールする機能を備えたことを特徴とする請求項1～5記載のマンション。

【請求項7】マンション本体の管理室は、帰宅時間帯の遅延変更に伴い移動式パソコン又は携帯電話にてケアサービス内容及び予定の変更、更には指定をモバイル・コンピューティング方式とするコントロールする機能を備えたことを特徴とする請求項1～6記載のマンション。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、家庭の主婦が幼児期の子供の成長を見つめつつ安心して外部の職業に専念できるシステム機能、更には外部のケアワーカーシステムとの連携に

よって入居ファミリーのケア対象者に対し、随時サービスが行なえるアクセス機能を有するマンションに関する。

【0002】

【従来の技術】従来、幼児期の子供を持つ主婦は、特に夕食の時間帯がネックとなって、外部での職業の選択に限界があった。ところで、近時の社会環境の変化は斯様な状態に対し、妥協できなくなりつつある。即ち、少子化傾向が益々顕在化し、将来の労働力の不足が危惧される中、女性、特に主婦の労働力をあらゆる職業分野で頼わざるを得ない。然しながら、特に幼児期の子供の成長を見つめる時期、主婦は夕食の準備時間が大きな弊害となって外部への職業進出を懸念し、又、職業の選択にも限界があった。更に、今日高齢化時代を迎えるに至り、ケア対象者と同居する主婦は一層の厳しい立場に立たされるのが現実である。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】本発明の目的は、少なくとも母親の未帰宅の夕食時間帯において、共同の厨房部及び喫食部にて幼児期の子供が一定のメニューに基づいて所望の夕食の提供が受けられると共に、ケアワーカシステムへのサービス要請も随時にできることとし、主婦が安心して外部の職業に専念できるマンションを提供する。

【0004】

【課題を解決するための手段】上記問題点を解決するため本発明では、入居ファミリーが独立して炊事及び食事が行える各プライベートルームと、共同の厨房部及び喫食部とで構成し、更にこれらと並行してケアワーカシステムとの提携によって随時サービスが受けられることとしたマンション。

【0005】

【発明の実施の形態】以下本発明の実施の形態を示す図面に基づき説明する。本実施の形態では、マンション本体Mは、入居ファミリーが各々独立して炊事及び食事が行えるプライベートルーム1を複数階において有する。マンション本体Mは、管理システム下において専任従業者により機能運営する共同の厨房部3及び喫食部4とをワンフロアにおいて備える。而して、管理システムは、マンション本体Mのセキュリティを含め全体を総括する中央管理室2と、厨房部3及び喫食部4とをコントロールする管理室2aとで構成されている。而して、この共同の厨房部3及び喫食部4はその夕食時間帯において、機能運営され、少なくとも未帰宅の母親のファミリーの幼児期の子供に夕食を提供サービスをするシステム運営されている。勿論、その時間帯に既に帰宅した母親も、併せ夕食提供サービスが受けられることとしてもよい。

【0006】提供サービスされる夕食は一定のメニューに基づいて所望のものが選択できるようにしてよい。これは、例えば或るファミリーがプライベイトで済ませた朝食或いは昼食と、その後の夕食とが同一メニューの場合、選択できる余地を残しておく。この選択は、中央管理室2と管理室2aとの連携により行われる。喫食部4には、必要に応じ倉庫5、トイレルーム6、更に休憩フロア7をレイアウトする。メニューは、一週間の献立予定を管理室2aの管理システム8によって、マンション本体Mのホームページに掲載し、入居ファミリーがプライベートルーム1の電話・パソコン等の通信機器9にて選択し、提供のサービスを受けることが出来る。管理システム8は、入居ファミリーのメニューの確認、注文、変更、その他のアクセス機能としてケアワーカシステムへの入浴、食事提供等のサービス要請ができる。

を有する。

【0007】母親の帰宅時間帯の遅延変更に伴い移動式パソコン又は携帯電話等の外部からの通信機器10による所謂、モバイル・コンピュティング方式にて管理室2aの管理システム8にアクセスする。更に、共同の厨房部3及び喫食部4は外来者用レストランとして併用できる機能運営することも考えられる。マンション本体Mは、通常のマンションと同様、部外者の識別室11、メールコーナー12、エレベーターホール13、階段ホール14、それらを有機的に機能させる共同廊下15、集会室16、エントランスホール17等が配置される。

【0008】

【発明の効果】本発明は以上の通りであり、マンション本体Mへの入居ファミリーが各自独立した炊事及び食事が行えるプライベートルーム1と、専任従業者により機能運営すると共に、一定のメニューに基づいて所望の夕食を提供する共同の厨房部3及び喫食部4とで構成したから、この共同の厨房部3及び喫食部4にて少なくとも母親の未帰宅の夕食時間帯において、一定のメニューに基づいて所望の夕食提供が受けられ、例え幼児期の子供を持つ主婦においても、安心して外部の職業に専念できるマンションといえる。

又、共同の厨房部3及び喫食部4にて一定のメニューに基づいて所望の朝食、又は、昼食も選択して提供を受けられる様にしたから、或るファミリーがプライベートで済ませた朝食或いは昼食と、その後の夕食とが同一メニューの場合、選択することが出来る。

更に、一週間のメニュー献立予定をマンション本体Mの内部のホームページに掲載し、入居ファミリーがプライベートルーム1の電話或いはパソコン等の通信機器9にて選択し、提供が受けらる。

特に、主婦の帰宅時間帯の遅延変更に対しては、移動式パソコン又は携帯電話にて夕食提供の変更、更にメニュー指定に対しモバイル・コンピュティング式としているので、主婦は一層安心して外部への職業に専念できる子育ての支援ができるマンションを得ことが出来る。

勿論、共同の厨房部3及び喫食部4が外来者用レストランに併用機能運営することも出来る。

又、管理システム8は他のアクセス機能としてケアワーカシステムと提携してマンション居住者のケアサービスが出来る様にし、面もこれらは上記管理システム同様のホームページへの掲載、更にはモバイル・コンピュティング方式とするコントロールを機能させれば、一週間の予定、或いは主婦の帰宅時間帯の遅延変更に支障なく対応するケアサービス体制が確立出来、社会への主婦の進出拡大が図れる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施形態を表すマンションの斜視図

【図2】マンションの平面図

【符号の説明】

M マンション本体

- 1 プライベートルーム
- 2 管理室
- 3 厨房部
- 4 喫食部